



## 4月1日から ごみの出し方・収集日が変更になる地域があります

令和8年度からの「津軽地域ごみ処理広域化」に伴い、市内のごみの出し方が統一されます。このことから収集日及び出し方について変更になる地域があります。ごみの収集日・出し方の詳細については、3月に毎戸配布する「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」をご覧ください。

※町会に加入していない方へは、市民課生活環境係および各支所で配布しています。  
※市ホームページにも掲載しています。

### ○枝木について (対象地域：全地域)

枝木については今まで束ねてそのまま出すことができましたが、4月1日から共通指定ごみ袋に入れて出してください。束ねた状態では収集しません。



問合せ 市民課 生活環境係  
☎ 55-5892  
(本庁舎2階4番窓口)

## 4月1日から 「石膏ボード」「耐火ボード」 「グラスウール」は弘前地区 環境整備センターでは受け 入れできません

「石膏ボード」「耐火ボード」「グラスウール」については、個人が取り外した場合に限り、弘前地区環境整備センターでの受け入れを行ってきましたが、焼却時に有害なガスが発生する可

能性があるため、4月1日からは原則として当該施設では受け入れできません。石膏ボードなどを取り外す際には解体業者などの専門業者に依頼するなど、適切な方法で処分していただきますようお願いいたします。

問合せ 市民課 生活環境係  
☎ 55-5892  
(本庁舎2階4番窓口)

## 土地・家屋の価格などが縦 覧できます

固定資産税の納税者の方が所有する土地または家屋について、価格が適正に評価されているかを確認していただくために、土地・家屋価格等縦覧帳簿により、市内の他の土地または家屋の価格と比較することができます。

期間 4月1日(水)～6月1日(月)  
※土・日曜日、祝日を除きます。  
時間 8:30～17:00

場所 税務課窓口

縦覧できる方 固定資産税(土地・家屋)の納税者、納税者から縦覧の委任を受けた方

持ち物

- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・委任状(委任を受けた方のみ)

問合せ 税務課 固定資産税係  
☎ 55-5368  
(本庁舎2階7番窓口)



## 後期高齢者医療被保険者の みなさまへ

1 新たに後期高齢者医療制度に加入された方の保険料の納め方について

保険料は年金からの天引き(特別徴収)が原則ですが、新たに後期高齢者医療制度に加入された方は年金からの天引きが開始されるまで時間を要する

ため、加入当初は納付書で納めていただくことになります。

口座振替を希望される方やこれまで国民健康保険税を口座振替で納めていた方は、口座振替の手続きが必要です。

### 2 保険料は納期限内に納めましょう

保険料の納付にお困りの方は税務課国保係へご相談ください。災害により住宅等に著しく損害を受けたり、特別な事情により世帯主の収入が著しく減少した場合など、保険料の減免が認められることがあります。

問合せ 税務課 国保係 ☎ 55-5328  
(本庁舎2階4番窓口)



## ゴルフで 健康づくりしませんか？

びわの平ゴルフ倶楽部の利用券を配布しています。

ゲスト料金よりも安く利用できますので、ご希望の方はお早めにお申し込みください。

利用可能人数 1日4人まで  
※先着順

申込開始日 4月1日(水)

問合せ 政策推進課 政策推進係  
☎ 55-5737  
(本庁舎3階21番窓口)



## 「春のわくわくおはなし会」を開催します

春の季節に合ったおはなし会を開催します。奮ってご参加ください。

日時 4月18日(土) 14:00～

場所 タカシン文化センター 2階  
中研修室

対象 市内幼児と小学生

募集人員 100名

※定員になり次第締め切ります。

申込期限 4月11日(土) 17:00まで

※申込みは休館日を除く9:00～17:00です。

問合せ・申込み 平賀図書館  
☎ 44-7665



## シルバー人材センター会員募集のお知らせ

市内の60歳以上でお仕事をしたい方を募集しています。

退職された方、仕事や家事がひと段落したなどで、まだまだお元気な方。これまで積み上げてきた大切な経験や能力を「地域の助(すけ)だち」として発揮してみませんか。活動範囲は市内です。

まずは気軽に説明を聞いてご検討ください。下記の日程に加えてご都合にも合わせます。関心のある方、活動について知りたい方、ご連絡お待ちしております。

日時 毎月第3水曜日

10:00～(約1時間)

場所 平賀農村環境改善センター

※詳しくは、ホームページをご覧ください。



問合せ

(公社)平川市シルバー人材センター  
☎ 44-7318

## 「みどり認定」について

みどりの食料システム法に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減などに取り組む農業者等については「みどり認定」が受けられます。

「みどり認定」を受けると、設備投資の税制優遇や国庫補助事業の採択優遇などのメリットがあります。

申請・お問合せは、青森県中南農林水産事務所にご相談ください。

問合せ

中南農林水産事務所  
(農業普及振興室・林業振興課)  
☎ 33-2903



## 定例労働相談会

個々の労働者と事業主との間に生じた労働問題(解雇・賃金下げ・長時間労働・パワハラなど)について、青森県労働委員会が相談に応じます。

日時

・4月7日(火) 13:30～15:30

・4月19日(日) 10:00～12:00

・5月12日(火) 13:30～15:30

・5月17日(日) 10:00～12:00

場所 青森県労働委員会

(東奥日報新町ビル4階)

対象者 県内の労働者・事業主

対応者 青森県労働委員会委員

その他 費用無料、秘密厳守、随時受付(予約優先)

青森県労働委員会事務局では、上記以外にも、執務時間中、随時労働相談を受け付けています。

労働相談ダイヤル(事務局職員対応)

☎ 0120-610-782

青森県ホームページ

「労働委員会委員による労働相談会」について



問合せ 青森県労働委員会事務局

☎ 017-734-9832

FAX: 017-734-8311



## 青森県消費生活センターからのお知らせ ～「失業保険の給付額を増やせる」に注意！～

今回は、失業保険に関するトラブルを紹介します。

ストレスからうつ病を発症したため退職を考え、ネットで退職について検索していると「失業保険の受給額が最大200万円になる」という広告を見つけました。

Webで説明を受けると、申請のサポート料金は30万円で、申込み後はキャンセルも返金もできないと言われました。

広告では、誰でも200万円を受取れるかのように掲載されていますが、給付は個々の条件に応じて決まりますので、広告をうのみにしないようにしましょう。

また、不正受給を促す悪質なケースもあり、不正受給すると、刑事罰の対象になるなど、申請者自身が責任を問われることとなります。

契約トラブルで困った時は、消費者ホットライン188に相談してください。

問合せ 青森県消費生活センター

☎ 017-722-3343



## 自動車税（種別割）の住所 変更・口座振替について

### ●住所変更届

自動車税（種別割）の納税通知書は、原則として自動車検査証（車検証）に記載された住所にお送りしています。

転居などで住所が変わった場合は、運輸支局で住所の変更登録手続きをしなければなりません。事情によりすぐに住所の変更登録ができない場合は、中南県税事務所へご連絡ください。

また、県ホームページからも届出することができます。



### ●口座振替について（6月納期分）

自動車税（種別割）の納付は、便利で安全・確実な口座振替をご利用ください。

令和8年度の口座振替の申込期限は4月30日です。

申込用紙は、各取扱金融機関・中南県税事務所の窓口へ備え付けてありますので、お気軽にお問い合わせください。

なお、車検の継続検査時、運輸支局において電子的に自動車税（種別割）の納税確認を行い、自動車税（種別割）納税証明書の提示は不要となるため、

口座振替済の通知書（兼納税証明書）は送付されません。

問合せ 中南県税事務所  
納税管理課 ☎ 32-4341



## 自衛官採用案内

### ①一般幹部候補生（大卒程度）

資格 ・22歳以上26歳未満の方  
・20歳以上22歳未満の大卒（見込含む）の方  
・修士課程修了者など（見込含む）で28歳未満の方

### ②一般幹部候補生（院卒者試験）

資格 修士課程修了者など（見込含む）で20歳以上28歳未満の方

### ③幹部候補生（歯科・薬剤科試験）

資格 専門の大卒の方（見込含む）で20歳以上30歳未満の方（薬剤科は20歳以上28歳未満の方）

### ④幹部候補曹

資格 ・20歳以上33歳未満の方  
・19歳以上20歳未満で短大卒（見込含む）の方

### ①～④

受付期限 4月3日(金)  
試験日 4月11日(土)・12日(日)  
※12日は①、②の海・空飛行要員のみ

### ⑤一般曹候補生

資格 18歳以上33歳未満の方  
受付期限 5月7日(木)  
試験日 5月16日(土)～24日(日)のいずれか1日 (Web試験)

### ⑥予備自衛官補（一般）

資格 18歳以上52歳未満の方  
受付期限 3月30日(月)  
試験日 4月5日(日)～7日(火)のいずれか1日 (Web試験)  
4月18日(土)・19日(日)のいずれか1日 (口述・身検)

### ⑦予備自衛官補（技能）

資格 18歳以上で国家免許資格を有する方  
受付期限 3月30日(月)  
試験日 4月5日(日)～7日(火)のいずれか1日 (Web試験)  
4月19日(日) (口述・身検)

※詳しくはお問い合わせください。

問合せ 自衛隊弘前地域事務所  
☎ 27-3871



## クマの出没に注意してください！

令和7年は、クマの出没数が過去最多となり、全国各地で人身被害や農作物被害が発生しました。今年も、春から秋にかけてクマの出没が予想されます。

山菜採りやレジャー等で山林に入る際や農作業など屋外で作業を行う際は、下記の事項に留意し、十分な対策を講じるようお願いします。

### ○注意すべきこと

- ・あらかじめクマ出没情報に注意し、危ない場所には近づかないこと。
- ・必ず2人以上で音を出しながら行動し、単独で山には入らないこと。
- ・食べ残しや食べ物の容器等を野外に置かないこと。
- ・野菜や果実などの収穫残さは、適切に処理すること。

### ○クマに出会ってしまったら

- ・大声をあげたり、攻撃したりせず、後ずさりしながら静かに立ち去る。
- ・クマに背中を見せて走らない。
- ・子グマを見てもけっして近寄らない。(近くに必ず親グマがいます。)
- ・市街地でクマを見かけたら、安全な場所に移動し、最寄りの市役所・支所や警察署へ連絡すること。

クマを寄せ付けない対策を積極的に行い、被害を未然に防ぎましょう。

問合せ 農林課 農地林務係 ☎ 55-5898 (本庁舎3階18番窓口)



## 猫被害軽減器（超音波式）を貸し出します

飼い猫の放し飼いや野良猫への無責任な餌やりにより、住宅の敷地内や畑などに猫が侵入し、ふん尿をするなどの被害に関する相談が増加しています。市では猫による被害を受けている方に対し、猫の侵入を防ぐための猫被害軽減器（超音波式）を貸し出します。

**対象者** 市内の所有地または借地に侵入する猫による被害を軽減しようとする市民または市内に事業所を有する方

**貸出し期間** 30日以内

**貸出し台数** 1世帯または1事業所あたり2台以内

**使用場所** 市内の所有地または借地

**貸出し費用** 無料

※ただし必要な消耗品（1台あたり単2乾電池4本）は貸出しを受けた方がご用意ください。

※貸出しから返却の流れなど詳細については、市ホームページをご覧ください。



## パブリックコメントを実施します

次の計画の案がまとまりましたので、市民の皆様から意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

**案件** 平川市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

**募集期限** 4月16日(休)まで ※最終日必着

**閲覧方法** 市ホームページまたは次の場所で閲覧ができます。

- ・本庁舎 子育て健康課
- ・尾上総合支所
- ・碓ヶ関総合支所
- ・葛川支所

※閲覧は、土日祝日を除く8:15～17:00

**意見を提出できる方**

- ・平川市内に住所を有する方
- ・平川市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- ・平川市内の事務所または事業所に勤務する方
- ・平川市内の学校に在学する方
- ・平川市に対して納税義務を有する方
- ・パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する個人および法人の団体

## ○犬や猫の飼い方マナーについて確認しましょう

### 飼い犬の散歩マナー

- ・散歩する時は、袋、紙、シャベル、水の入ったペットボトル等を持ち歩きましょう。
- ・飼い犬が散歩中にしたふんは、必ず家へ持ち帰り始末しましょう。
- ・飼い犬が他人の家の塀や門におしっこをさせないようにしましょう。おしっこをしてしまった場合は必ず洗い流しましょう。
- ・散歩時の引き綱（リード）は犬を制御できる人が引き、周りに迷惑がかからない長さにしきましょう。引き綱につながらないで散歩することは、絶対にやめてください。

### 猫の飼い方マナー

- ・迷子札（飼い主の名前や連絡先を記入した首輪）を付けましょう。
- ・猫は屋内で飼い、交通事故やケガ、病気の感染などを防ぎましょう。
- ・繁殖を望まない場合は、避妊・去勢手術をしましょう。
- ・野良猫への無責任な餌やりはやめましょう。

**問合せ** 市民課 生活環境係

☎ 55-5892

（本庁舎2階4番窓口）



**意見の提出方法** 平川市パブリックコメント意見提出様式に、案件名のほか、氏名および住所（法人などの場合は名称および代表者名、所在地）などを漏れなく記入し、次のいずれかの方法でご提出ください。

意見提出様式は、市ホームページが閲覧場所で入手できます。

- ・郵便 〒036-0104 平川市柏木町藤山25番地6  
平川市役所 子育て健康課 母子保健係 宛
- ・電子メール boshihoken@city.hirakawa.lg.jp
- ・FAX 44-0068
- ・子育て健康課（本庁舎2階10番窓口）へ持参

### 意見提出の際のご注意

- ・電話など口頭でのご意見はお受けできません。
- ・記入漏れがある場合は受付できません。
- ・お寄せいただいたご意見について個別の回答はできません。

**結果の公表** 氏名・住所を除き、結果を集約したものを市ホームページに掲載します。

**問合せ** 子育て健康課 母子保健係

☎ 55-5826

（本庁舎2階10番窓口）





## 各種児童手当を受給される皆さんへ

### ●児童手当

高校生年代（18歳到達後最初の3月31日）までの児童を養育している方に支給されます。児童が進学などにより他市区町村へ転出する場合は、別居監護の届出が必要となります。

支給時期 「年6回・偶数月」に前月分までの2か月分を支給

支給額（児童1人当たり月額）

- ・3歳未満 15,000円（第3子以降は30,000円）
- ・3歳以上高校生年代まで 10,000円（第3子以降は30,000円）

※「第3子」のカウント対象は大学生年代（22歳到達後最初の3月31日）までの子です。受給者が監護に相当する世話をし、生計費を負担している必要があります。

### 公務員の方の手続きについて

児童の生計を維持する程度が高い方が公務員の場合は児童手当が勤務先から支給されます。公務員になったとき、公務員でなくなったとき、または独立行政法人などに出向した時は、その翌日から15日以内に市と勤務先に届出・申請が必要です。市と勤務先から手当を二重に受給することがないようにご注意ください。

### ●児童扶養手当

父母の離婚・父または母の死亡や障がいなどによって、父または母と生計を同じくしていない18歳以下（心身に障がいがある場合は20歳に達するまで）の児童を養育している方に、手当を支給する制度です。ただし、所得制限があります。また、児童が児童福祉施設などに入所している場合や児童福祉法に規定されている里親に委託されている場合は支給されません。支給要件に該当する方は申請をすることで受給できます。

支給時期 「年6回・奇数月」に前月分までの2か月分を支給

4月分からの支給額

○第1子

- ・全部支給 月額 48,050円
- ・一部支給 月額 48,040円～11,340円（所得に応じて）

○第2子以降（1人につき）

- ・全部支給 月額 11,350円加算
- ・一部支給 月額 11,340円～5,680円加算（所得に応じて）



### ●特別児童扶養手当

身体または精神に法令で定められた程度以上の障がいのある、または重い内科的疾患のある、20歳未満の児童を養育している方に支給されます。

支給時期 4月、8月、11月

それぞれ前月分までの手当を支給（11月は8月～11月分）

4月分からの支給額

- ・障がいの程度が1級の場合 月額 58,450円
- ・障がいの程度が2級の場合 月額 38,930円

問合せ 子育て健康課 子ども支援係 ☎ 55-5832（本庁舎2階9番窓口）

## 令和8年度の予防接種に追加・変更があります

### 【新規】RSウイルス母子免疫ワクチン

妊婦のRSウイルスワクチンが、公費で接種できるようになります。

対象 接種日に時点で妊娠28週0日～妊娠36週6日の妊婦

自己負担 なし（指定医療機関の場合）

※公費接種の対象となるのは4月1日以降の接種となります。

※接種に必要な予診票は妊娠届出の際に配付するほか、届出済の妊婦には郵送します（3月中旬予定）

### 【変更】高齢者肺炎球菌ワクチン

使用するワクチンが、予防効果が長持ちする「20価ワクチン」に変更となります。

対象者 ①満65歳の方②満60歳～64歳の一定の障がいを有する方

自己負担 3,500円

※過去に助成を受けた方は対象となりません。

※接種に必要な予診票は、65歳を迎える誕生日の翌月に郵送します。

※令和7年度に予診票が送られ、満66歳を迎えていない方はお手元の予診票を使用できます。この場合、4月以降の接種では自己負担が高くなりますのでご了承ください。

### 【変更】HPVワクチン定期接種(女性)

使用するワクチンが「9価ワクチン」のみとなります。

対象者 小学6年生～高校1年生の女性

自己負担 なし（指定医療機関の場合）

※既に4価ワクチンで接種を開始している場合、残りは9価ワクチンを使用します。

※予診票は小学6年生の女性に郵送します（4月予定）。昨年度までに予診票が送られ、高校2年生を迎えていない方はお手元の予診票を使用できます。

問合せ 子育て健康課 母子保健係

☎ 55-5826

（本庁舎2階10番窓口）





## 行政・人権合同相談 ～お気軽にご相談ください～

行政が行う仕事や手続き、サービスなどについて「こうしてほしい」「困っている」「分からない」ことはありませんか。また、学校や職場、家庭内での問題など日常生活で困っていることはありませんか。そのような時、解決の手助けをするのが行政相談委員と人権擁護委員です。お困りの際はお気軽にご相談ください。

### 行政・人権合同相談所

開設日 4月17日(金)、6月5日(金)、8月28日(金)  
10月23日(金)、12月11日(金)、2月26日(金)

時間 10:00～15:00

場所 【平賀地域】市役所本庁舎  
【尾上地域】尾上総合支所  
【碓ヶ関地域】碓ヶ関公民館

### 法務局人権相談所

開設日 月曜日～金曜日 ※祝日や年末年始を除く。

時間 12:00～16:00

場所 青森地方法務局弘前支局 ☎26-1150

※相談は無料です。相談内容の秘密は厳守します。

委員名	氏名	行政区
行政相談委員	古川 章人	荒田
	葛西 光雄	李平
	小野 照美	古懸
人権擁護委員	小笠原 昭治	広船
	齋藤 千恵子	尾崎
	小山内 宏子	平成
	築館 公二	小和森
	小野 勝一郎	中佐渡
	折登 尚子	猿賀
	神 洋文	三笠
	櫻庭 道子	上町

### 行政相談委員とは?

総務大臣から委嘱され、行政などについて市民が困っていることや苦情・意見・要望を聞き、その声を関係行政機関に届け、行政サービスの改善につなげています。

### 人権擁護委員とは?

法務大臣から委嘱され、差別や不当な扱いをされた方の相談を聞き、解決の手助けを行っています。人権のことで困ったときは、一人で悩まず人権擁護委員にご相談ください。人権についての啓発活動も行っています。

### どうやって相談するの?

相談は、行政相談委員・人権擁護委員ともに、2か月に1回開設される「行政・人権合同相談所」で応じています。また、人権問題などに関する相談は、青森地方法務局弘前支局でも相談所を開設しています。

問合せ 市民課 市民係 ☎55-5309 (本庁舎2階4番窓口)

## 国民年金通信



### ◆令和8年度の国民年金保険料は、月額17,920円です

保険料は、毎年度改定されますが令和8年度は前年度より410円引き上げられ、月額17,920円となります。保険料は日本年金機構から4月上旬に送付される1年分の納付書により翌月の末日までに納めてください。

### ◆国民年金保険料を前納すると割引があります

国民年金は、一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料が割引となる「前納割引制度」があります。

※現金納付による6か月・1年の前納用の納付書は4月上旬に送付されます。2年の前納用の納付書の発送はお申込みが必要です。また、現金納付による前納のほか、口座振替やクレジットカード払いによる前納割引制度もあります。

前納の種類	毎月納付する場合	現金納付で前納(割引額)
6か月前納 (令和8年4月～9月分)	107,520円	106,650円 (△870円)
1年前納 (令和8年4月～令和9年3月分)	215,040円	211,220円 (△3,820円)
2年前納 (令和8年4月～令和10年3月分) ※令和9年度保険料を月額18,290円で計算	434,520円	418,510円 (△16,010円)

問合せ 弘前年金事務所 ☎27-1339

市民課 市民係 ☎55-5309 (本庁舎2階4番窓口)